

令和3年度介護報酬改定の要望に関する
アンケート調査

報告書

2020（令和2）年5月

公益財団法人 日本訪問看護財団

令和3年度介護報酬改定の要望に関するアンケート調査

目次

I. 調査概要	
1. 目的	3
2. 調査対象者	3
3. 方法	3
4. 期間	3
II. 回答者が属する事業所の基本情報	
1. 回収数	4
2. 所在地	4
3. 開設法人	4
4. 開設期間	4
5. 2020年3月の1か月間についての実態	5
III. 介護報酬改定に関する調査	
1. 退院・退所日の訪問看護について	6
2. ケアマネジャーの相談支援について（3月の1か月間）	7
3. 直近1年間のターミナルケアについて	10
4. 調査結果のまとめ	13

I.調査概要

1. 目的

介護報酬に関する現場の意見や実態を把握することで、令和3年度介護報酬改定に関する要望書作成のための基礎資料とすることを目的とした。

2. 調査対象者

日本訪問看護財団会員（個人会員・団体会員）2714件

3. 方法

Web アンケート調査

4. 期間

2020（令和2）年4月16日～24日

Ⅱ. 回答者が属する事業所の基本情報

1. 回収数

回収数 424 件、回収率 15.6%であった。

2. 所在地

回答者が属する訪問看護ステーションの所在地について 424 件の回答が得られた。所在地は、政令指定都市が 23.8%、次いで中核市 16.5%であったが、その他の地域が最も多かった。

図表 所在地

	n	割合
東京都特別区	52	12.3%
政令指定都市	101	23.8%
中核市	70	16.5%
その他	201	47.4%

3. 開設法人

回答者が属する訪問看護ステーションの開設法人について 424 件の回答が得られた。開設法人は営利法人（株式会社）が 50.5%で最も多く、次いで医療法人が 17.7%、社団・財団法人が 11.3%の順であった。

図表 開設法人

	n	割合
医療法人	75	17.7%
社会福祉法人	18	4.2%
地方公共団体	11	2.6%
日本赤十字社・社会保険団体	6	1.4%
社団・財団法人	48	11.3%
協同組合	6	1.4%
営利法人(株式会社)	214	50.5%
特定非営利活動法人	13	3.1%
その他	33	7.8%

4. 開設期間

回答者が属する訪問看護ステーションが開設してから 2020 年 3 月末日までの期間について 424 件の回答が得られた。15 年以上が 25.9%で最も多く、次いで 5 年以上 10 年未満が 22.2%、3 年以上 5 年未満が 18.9%の順であった。

図表 開設期間

	n	割合
1年以上2年未満	46	10.8%
2年以上3年未満	35	8.3%
3年以上5年未満	80	18.9%
5年以上10年未満	94	22.2%
10年以上15年未満	33	7.8%
15年以上	110	25.9%
上記以外	26	6.1%

5. 2020年3月の1か月間についての実態

1) 医療保険利用者数

回答者が属する訪問看護ステーションにおいて、医療保険の利用者数について424件の回答が得られた。医療保険の利用者は1～20人が54.5%で最も多く、次いで21～50人が30.4%、51～100人が9.9%の順であった。

図表 医療保険の利用者数

	n	割合
1～20人	231	54.5%
21～50人	129	30.4%
51～100人	42	9.9%
100人以上	17	4.0%
該当者なし	5	1.2%

2) 介護保険利用者数

回答者が属する訪問看護ステーションにおいて、介護保険の利用者数について424件の回答が得られた。介護保険の利用者は21～50人が37.3%で最も多く、次いで51～100人が27.4%、1～20人が23.8%の順であった。

図表 介護保険利用者数

	n	割合
1～20人	101	23.8%
21～50人	158	37.3%
51～100人	116	27.4%
100人以上	32	7.5%
該当者なし	17	4.0%

3) 訪問看護従事者数

看護職の常勤換算について415件より回答を得られた。看護職員の平均常勤換算は5.5人であった。療法士と看護補助者の常勤換算について424件より回答を得られた。平均常勤換算は療法士が1.4人、看護補助者は0.3人であった。

なお、開設期間と看護職常勤換算の単相関は0.294であり、有意な関連はみられなかった。

※療法士とは、「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」とする。

Ⅲ. 介護報酬改定に関する調査

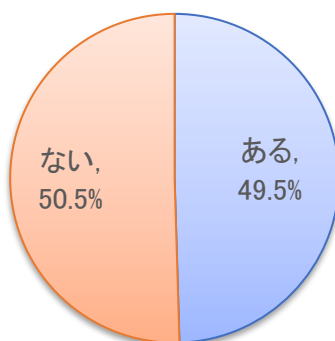
1. 退院・退所日の訪問看護について

1) 対象者が特別管理加算の該当者に限定されていることで困ったことの有無

対象者が特別管理加算の該当者に限定されていることで困難と感じた有無について 424 件より回答を得られた。困難と感じたことがある回答者は 49.5%であった。

図表 特別管理加算の該当者に限定されていることで困難と感じた有無

	n	割合
ある	210	49.5%
ない	214	50.5%

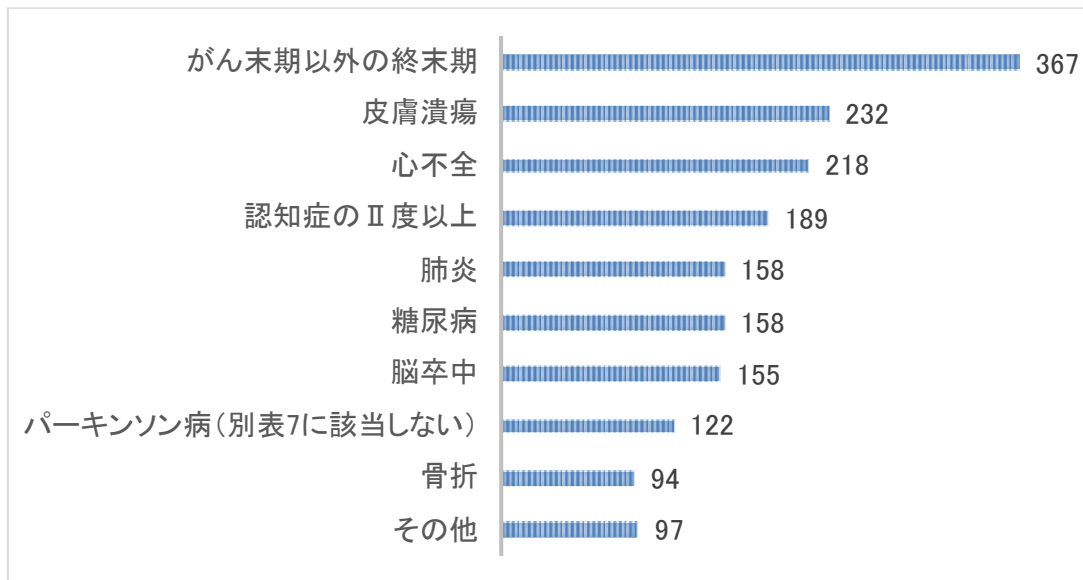


2) 特別管理加算以外で、療養生活を始めるにあたり退院・退所日から訪問看護の支援が必要な利用者像について(複数選択)

特別管理加算以外で、療養生活を始めるにあたり退院・退所日から訪問看護の支援が必要な利用者像について 424 件より回答を得られた。がん末期以外の終末期が 367 件で最も多く、次いで皮膚潰瘍が 232 件、心不全が 218 件の順であった。

図表 特別管理加算以外で退院・退所日から訪問看護の支援が必要な利用者像

	n
がん末期以外の終末期	367
皮膚潰瘍	232
心不全	218
認知症のⅡ度以上	189
肺炎	158
糖尿病	158
脳卒中	155
パーキンソン病(別表7に該当しない)	122
骨折	94
その他	97



2. ケアマネジャーの相談支援について(3月の1か月間)

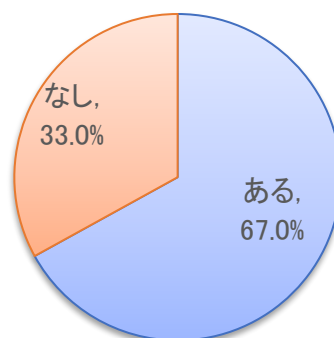
1) ケアマネジャーから相談を受けた経験の有無

訪問看護が医療保険となる利用者（厚生労働大臣が定める疾患や精神科訪問看護対象者等）に関して、2020年3月の1か月間でケアマネジャーから相談を受けた経験の有無について424件より回答を得られた。相談を受けた経験がある回答者は67.0%であった。

なお、開設年数及び常勤換算との単相関はそれぞれ0.056と0.107であり、有意な関連はみられなかった。

図表 ケアマネジャーから相談を受けた経験の有無

	n	割合
ある	284	67.0%
なし	140	33.0%

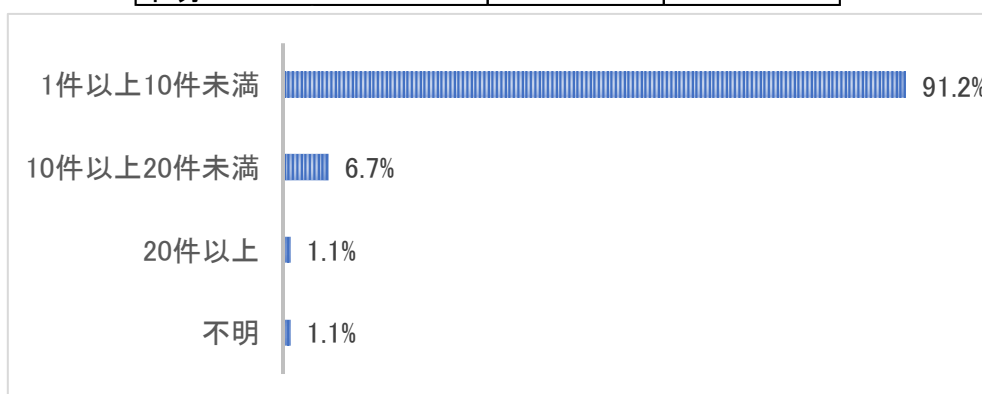


2) 相談件数

上記1)で「ある」場合の件数について284件より回答を得られた。2020年3月の1か月間でケアマネジャーから相談を受けた件数は、1件以上10件未満が91.2%で最も多く、次いで10件以上20件未満が6.7%、20件以上が1.1%の順であった。

図表 相談件数

	n	割合
1件以上10件未満	259	91.2%
10件以上20件未満	19	6.7%
20件以上	3	1.1%
不明	3	1.1%



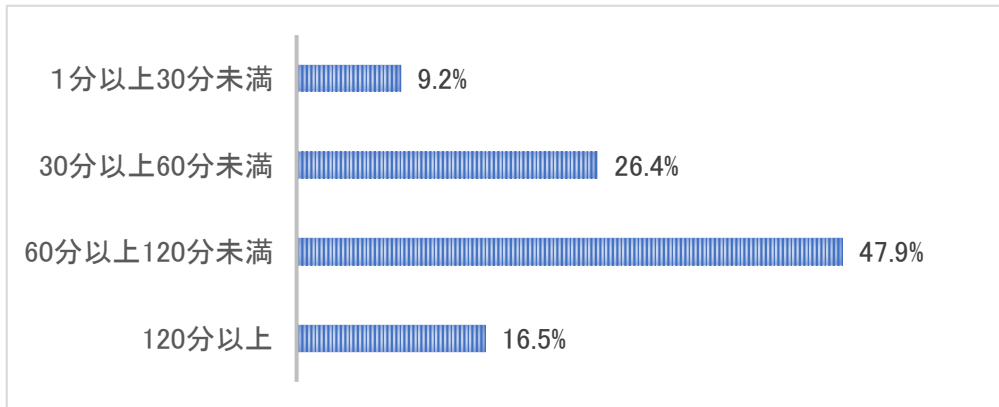
3) 相談時間(単位;分)

上記1)で「ある」場合の件数について284件より回答を得られた。2020年3月の1か月間でケアマネジャーから相談を受けた時間を換算すると60分以上120分未満が47.9%で最も多く、次いで30分以上60分未満が26.4%、120分以上が16.5%の順であった。

なお、開設年数及び常勤換算との単相関はそれぞれ-0.021と0.244であり、有意な関連はみられなかった。

図表 相談時間

	n	割合
1分以上30分未満	26	9.2%
30分以上60分未満	75	26.4%
60分以上120分未満	136	47.9%
120分以上	47	16.5%

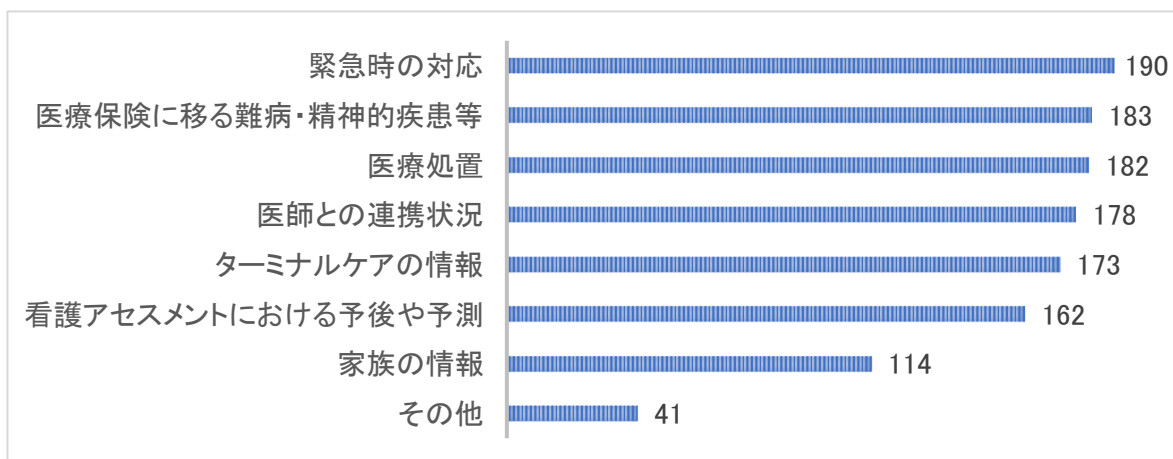


4) 相談内容

上記1)で「ある」場合の件数について284件より回答を得られた。2020年3月の1か月間でケアマネジャーから相談を受けた内容は、緊急時の対応が190件で最も多く、次いで医療保険に移る難病・精神的疾患等が183件、医療処置が182件の順であった。

図表 相談内容

	n
緊急時の対応	190
医療保険に移る難病・精神的疾患等	183
医療処置	182
医師との連携状況	178
ターミナルケアの情報	173
看護アセスメントにおける予後や予測	162
家族の情報	114
その他	41



3. 直近 1 年間のターミナルケアについて

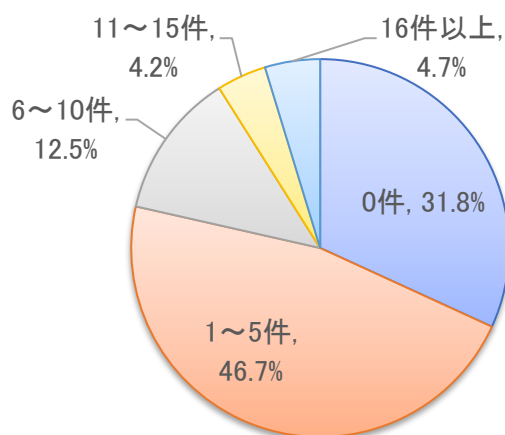
1) 介護保険利用者のままでの在宅看取り

介護保険利用者のままで在宅看取り（24 時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）をした件数について 424 件より回答を得られた。1～5 件が 46.7%で最も多く、次いで 0 件が 31.8%、6～10 件が 12.5%の順であった。

なお、開設年数及び常勤換算との単相関はそれぞれ 0.211 と 0.336 であり、有意な関連はみられなかった。

図表 介護保険利用者のままでの在宅看取り

	n	割合
0件	135	31.8%
1～5件	198	46.7%
6～10件	53	12.5%
11～15件	18	4.2%
16件以上	20	4.7%



2) ターミナルケア加算を算定した『直近の 1 例』について

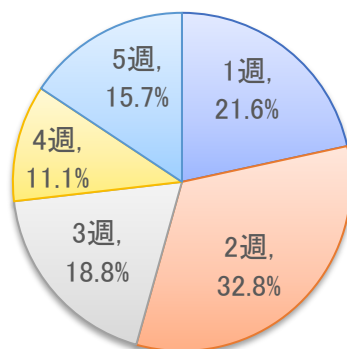
(1) ターミナルケアの体制で訪問看護を行った週数

ターミナルケアの体制で訪問看護を行ったのは週数について、287 件より回答を得られた。ターミナルケア加算を算定した直近 1 例において訪問看護を行った週数は、2 週が 32.8%で最も多く、次いで 1 週が 21.6%、5 週が 15.7%の順であった。

なお、開設年数及び常勤換算との単相関はそれぞれ 0.223 と 0.176 であり、有意な関連はみられなかった。

図表 ターミナルケアの体制で訪問看護を行ったのは週数

	n	割合
1週	62	21.6%
2週	94	32.8%
3週	54	18.8%
4週	32	11.1%
5週	45	15.7%

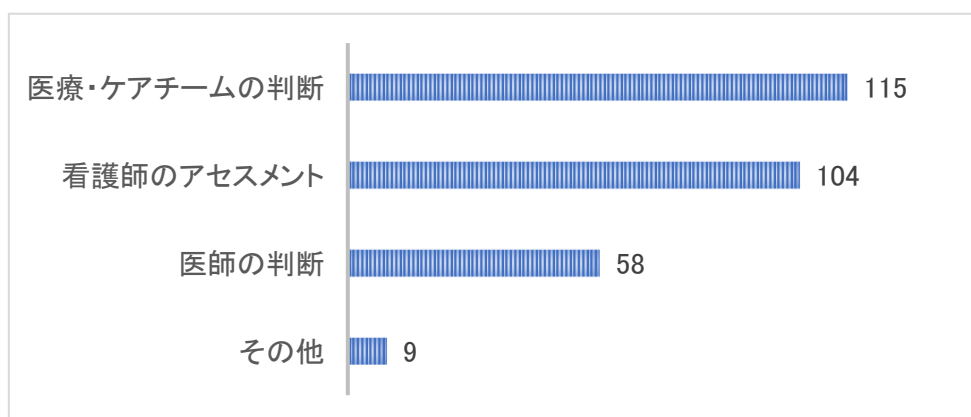


(2) 判断根拠(複数回答)

上記(1) ターミナルケアの体制で訪問看護を行った週数の判断根拠について 286 件より回答を得られた。判断根拠は医療・ケアチームの判断が 115 件で最も多く、次いで看護師のアセスメントが 104 件、医師の判断が 58 件の順であった。

図表 判断根拠

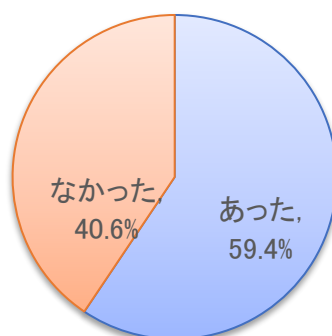
	n
医療・ケアチームの判断	115
看護師のアセスメント	104
医師の判断	58
その他	9



- (3) ターミナルケア加算を算定した直近の1例で必要と思う訪問ができなかった経験
 ターミナルケア加算を算定した直近の1例で必要と思う訪問ができなかった経験の有無について
 308件より回答を得られた。経験があったと答えた回答者は59.4%であった。

図表 必要と思う訪問ができなかった経験の有無

	n	割合
あった	183	59.4%
なかった	125	40.6%

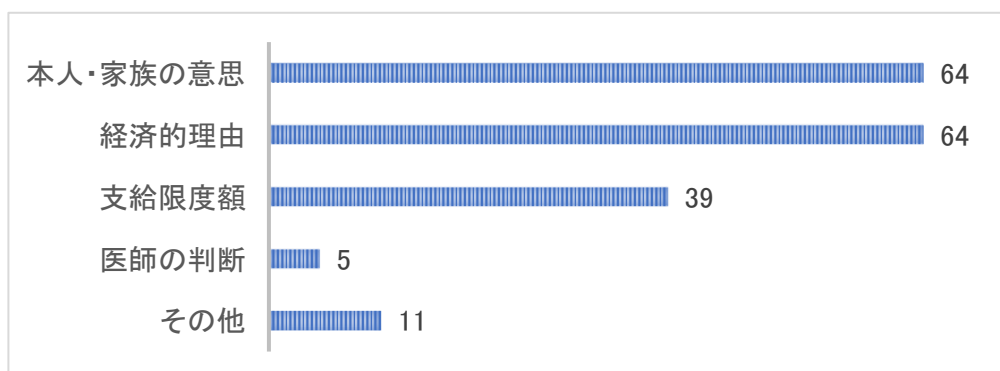


- (4) 訪問できなかった理由について

上記のターミナルケア加算を算定した直近の1例で、必要と思う訪問ができなかった理由について183件より回答を得られた。本人・家族の意思と経済的理由が64件で最も多く、次いで支給限度額が39件、医師の判断が5件の順であった。

図表 訪問できなかった理由

	n
本人・家族の意思	64
経済的理由	64
支給限度額	39
医師の判断	5
その他	11



4. 調査結果のまとめ

1) 退院・退所日の訪問看護費算定対象者について

現行制度では、退院・退所日の訪問看護費が算定できる対象者は「特別管理加算」の対象者に限られている。（医療保険では、別表 7、8、必要と認めた者に療養上必要な指導を行った場合に退院当日の訪問看護の評価として「退院支援指導加算（当日の訪問看護を評価）」が算定できる。）

当日に訪問看護を必要としている対象者、例えば、肺炎治療後や心不全の退院患者などは対象とならないことが課題となっている。今回の調査では、特別管理加算の該当者に限定されていることで困ったことがあるという回答は約半数あり、その該当者として、がん末期以外の終末期、皮膚潰瘍、心不全などがあげられた。

よって当財団では、退院・退所日の訪問看護費が算定できる対象者は「特別管理加算」の対象者の他に、必要と認めた者が算定対象となることが必要と考える。

2) 支給限度額の枠外で請求ができる加算の拡大

現行では、介護保険の緊急時訪問看護加算は 574 単位、ターミナルケア加算は 2,000 単位で地域差がある。医療保険は 24 時間対応体制加算が 6,400 円、訪問看護ターミナルケア療養費が 25,000 円で全国一律であり、医療保険による在宅看取り数が介護保険より多くなっている。

ターミナルケアの期間は多サービスを必要とするため支給限度基準額の制限で必要な訪問看護の回数はいらない。そのため、医療保険に移し、特別訪問看護指示書を活用するが多い。介護と医療の使い分けによる事務の煩雑さ、特別訪問看護指示料の利用者費用負担、介護支援専門員の給付管理の煩雑さなどを解消する必要がある。今回の調査では、直近 1 年間のターミナルケアについて必要と思う訪問ができなかった経験があるのは約 6 割に及び、理由としては、本人・家族の意思、経済的理由があげられた。

そこで当財団では、①介護保険利用者の在宅看取りを普及させるため、看取りを含めたターミナルケア期間（4 週間）の訪問看護費（看護職員の訪問回数）は支給限度基準額の枠外で、適切なケアマネジメントのもとに、必要な訪問看護が提供できることを要望する。②計画外の緊急訪問看護を行い、その後も頻回訪問が続く場合についても支給限度額を超える場合は、枠外加算で利用者負担の軽減が必要である。

アンケート調査にご協力いただき誠にありがとうございました。